

科学研究における健全性の向上に関する検討委員会分科会の設置について

分科会等名：臨床試験制度検討分科会

1	所属委員会名	科学研究における健全性の向上に関する検討委員会
2	委員の構成	委員会の委員及び会員又は連携会員合わせて15名以内
3	設置目的	最近、臨床試験に関連するデータねつ造や利益相反などの問題が起き、このままでは日本の科学研究に対する社会の信頼を揺るがしかねない状況にある。臨床試験については、これまでに、国際的に医学雑誌に投稿される臨床試験について手順書の登録・公開を義務付けるよう各誌に呼びかける動きがあり、日本でも信頼性確保に関して各機関において運用が行われている。しかし、それにも関わらず、上記の問題が生じていることから、わが国の研究者を代表する機関として、日本学術会議が従来の臨床試験制度の問題点を検討し、科学研究の健全性を向上させるために臨床試験等に関わる制度改革を提唱することが求められている。このため、科学研究における健全性の向上に関する検討委員会に臨床試験制度を検討するための新たな分科会として設置するものである。
4	審議事項	臨床試験における技術的、理論的質向上に関する事項を含む臨床試験の今後の制度の在り方に関すること
5	設置期間	時限設置 平成25年8月22日～平成26年3月31日 常設
6	備考	※新規設置